

### 第35号議案

#### 令和5年度蒲郡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度蒲郡市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域面積	1, 338 ha
(2) 処理区域内人口	58, 139人
(3) 年間有収水量	5, 930, 000 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備費	2, 409, 756千円
処理場整備費	202, 749千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款 下水道事業収益	2, 470, 600千円	
第1項 営業収益	1, 238, 394千円	
第2項 営業外収益	1, 232, 206千円	
支		出
第1款 下水道事業費用	2, 564, 000千円	
第1項 営業費用	2, 444, 319千円	
第2項 営業外費用	109, 671千円	
第3項 特別損失	10千円	
第4項 予備費	10, 000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額879, 400千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額147, 224千円、過年度分損益勘定留保資金196, 647千円及び当年度分損益勘定留保資金535, 529千円で補てんするものとする。）。

収		入
第1款 資本的収入	2, 354, 900千円	
第1項 企業債	1, 588, 000千円	

第2項 負担金及び分担金	23,799千円
第3項 補助金	735,181千円
第4項 出資金	7,920千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,234,300千円
第1項 建設改良費	2,636,572千円
第2項 企業債償還金	597,728千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理事業	令和6年度	25,000
浄化センター細目自動除塵機等更新事業	令和6年度	414,600
浄化センターITV設備更新事業	令和6年度	69,300
浄化センター機械濃縮余剰汚泥供給ポンプ制御盤更新事業	令和6年度	36,800
城山ポンプ場計装設備更新事業	令和6年度	36,300

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 下水道管渠・処理場等整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 1,588,000千円
- (3) 起債の方法 証書借入  
借入時期は令和5年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借入れることができる。
- (4) 利率 年利3.0%以内
- (5) 償還の方法 借入先の融資条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用

(2) 資本的支出の建設改良費及び企業債償還金間の相互における流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

170,725千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の健全な運営に資するため他会計からこの会計へ補助を受け  
る金額は、513,862千円である。

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木寿明